

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 笹川保健財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の種類及び募集)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次の通りとする。

(1) 特定寄附金 使途目的を特定した次の2種類の寄附金とする。

イ. 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもので、常時募ることができる。

ロ. 募集特定寄附金 この法人が、募集にあたりあらかじめ使途を特定するもので、募集期間、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した募集趣意書を作成して募ることができる。

(2) 一般寄附金 寄附者が使途目的を指定していない寄附金とし、常時募ることができる。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の受け入れ)

第3条 この法人は、定款第4条の事業活動を推進するため、次の各号の基準を満たしている個人及び団体から寄附金を受け入れることができる。

(1) この法人の事業内容、目的のために使用することを寄附者が理解していること。

(2) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。

(3) 寄附の一部または全額を外部団体への助成に使用する場合、寄附者が特定の団体名を指定して、配分をもとめていないこと。

(4) 寄附したことにより、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。

(5) その他、寄附金を受けることによってこの法人の活動の公正さを損なう恐れがないこと。

(寄附の使途)

第4条 この法人の寄附金の使途は、以下のとおりとする。

(1) 特定寄附金は、あらかじめ特定した使途目的に使用し、全額を定款第4条の公益目的事業費用に使用する

(2) 一般寄附金

寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業費用に使用し、一部を管理費用に使用するものとする。

2 前項については、寄附者の了解を得るものとする。

(情報公開)

第5条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じる

ものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(雑則)

第8条 前各条に定めるほか、寄附金の取扱に関し必要な事項は、会長及び理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、公益法人会計基準(平成20年度基準 平成20年12月1日施行)への移行に伴い、新たに制定し、平成23年4月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、旧寄附金運営規則(昭和52年3月31日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日(平成23年11月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する